

設立

30周年

令和8年度

# 中核市

chuukakushi shichoukai

# 市長会

<https://www.chuukakushi.gr.jp/>

活力のある地域・

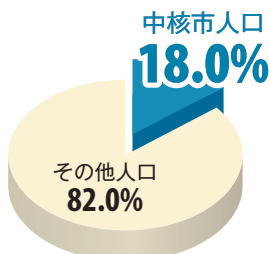
暮らしやすい社会を目指して

# 中核市 62市

全国の人口のうち、  
中核市の人口が占める割合

中核市人口  
2,275万人  
全国人口  
12,614万人

※令和2年10月1日現在(国勢調査確定値)



中核市とは

「中核市」は、地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市です。都市の規模や能力に応じた事務配分を進めていく観点から、従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うという地方自治の理念を実現するために創設されました。

# 地域の実情にあわせたまちづくり

## 国や都道府県からの権限移譲

市立の小中学校なのに、  
どうして先生は  
都道府県の職員  
なのかしら？

似たような手続きなのに、  
どうして都道府県事務所まで  
行かないといけないのかしら？



私たちのまちの  
土地利用の計画なのに、  
どうして国や都道府県の  
許可や同意がいるのかしら？

～くらしのいろんな場面でハテナ～

私たちの住むまちのことは私たち自身で決めることで、  
活力あふれる暮らしやすいまちにしたい。

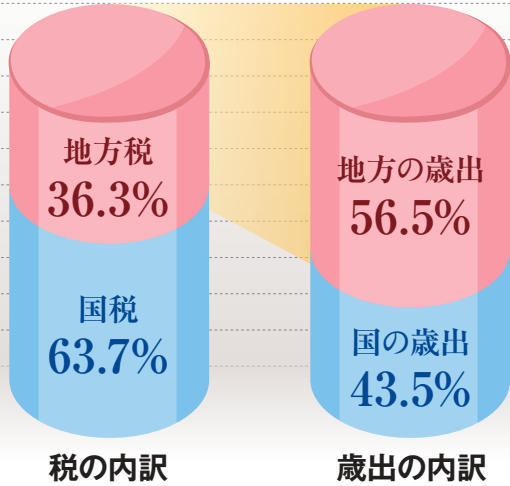
中核市市長会では、市で判断して決定できる権限を拡大し、それぞれの地域の実情に応じたまちづくりができるよう、今後もさらに、国や都道府県からの権限移譲を求めています。

## 都道府県・指定都市・中核市の主な事務・権限

事務・権限	都道府県	指定都市	中核市
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> <li>医療計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>第一種動物取扱業の登録</li> <li>病院の開設許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>薬局の開設許可</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護保険及び障害者福祉サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳の交付</li> <li>認定こども園の認定等</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等の教職員の任免、給与の決定</li> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等の教職員の研修</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出受理</li> </ul>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の一級河川、二級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定</li> <li>市街地再開発事業の認可(一部)</li> <li>区域区分に関する都市計画の決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>

# 国と地方の役割にあった財源の配分

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その新たな役割分担に応じた**税の配分**に是正する必要があります。

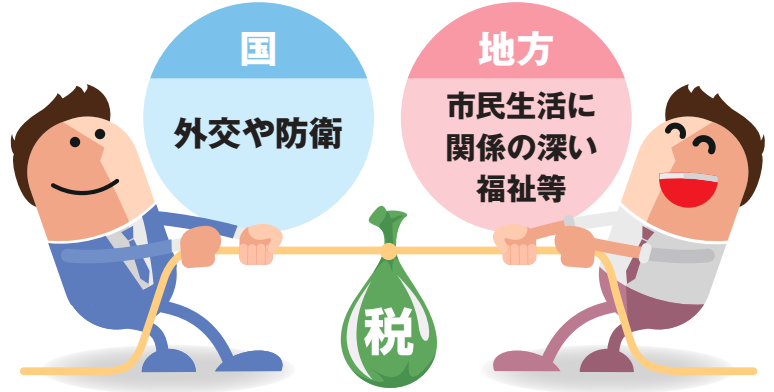


税の内訳

歳出の内訳

【令和6年度】

※地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金が国から地方へ交付された後の租税の実質的な配分割合は国44.7%、地方55.3%となっている。  
(参考資料:令和8年版地方財政白書)



現在、地方公共団体は、施策を実施するために必要な財源の多くを国庫補助負担金などの国からの財源に依存しています。しかし、国庫補助負担金は自由に使えないことから、地方公共団体が地域の実情に応じた運営を行うための、十分な財源とは言えません。このため、自由に使える財源を拡充し、地方が自立した運営を行っていくことができるように、国に対する積極的な提案を行っていきます。

## 地方分権に向けた動き

### 「提案募集方式」

「提案募集方式」は、「地方公共団体への事務・権限の移譲」「地方に対する規制緩和」を対象として、全国的な制度改革の提案を国が募集するものです。中核市市長会においても毎年度提案を行っており、令和2年度の「普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること」に関する提案は、内閣府の令和5年度地方分権改革推進アワードの対象に選ばれ、団体としては初の受賞となりました。

### 「新たな広域連携制度の創設」

～地域の核となるための仕組みづくり～

人口減少、少子高齢化が深刻な問題となっているなか、地域を活性化して経済を持続させ、住民が快適な暮らしを営んでいくために、相当の規模と中核性を備える都市が近隣の市町村と連携して、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」を行っていくことが求められています。

そのような目的のもと、地方圏において地方公共団体の広域連携を促進する「連携中枢都市圏構想」が平成26年からスタートしています。

### ■連携中枢都市宣言を行った中核市

令和7年4月1日現在

中核市名	連携中枢都市宣言	連携市町村	圏域人口
旭川市	令和3年10月21日	8町	379,926人
青森市	令和元年11月18日	3町1村	295,593人
八戸市	平成29年1月4日	6町1村	310,282人
盛岡市	平成27年10月30日	2市5町	463,186人
山形市	令和元年6月27日	6市7町	531,855人
福島市	令和3年11月30日	3市3町2村	467,212人
郡山市	平成30年9月4日	4市8町4村	629,144人
水戸市	令和3年11月15日	4市3町1村	705,915人
富山市	平成29年9月5日	1市2町1村	493,562人
金沢市	平成27年12月4日	3市2町	729,320人
福井市	平成30年11月27日	6市4町	632,190人
甲府市	令和4年7月26日	8市3町	618,146人
長野市	平成28年2月17日	2市4町2村	532,702人
岐阜市	平成29年6月30日	4市3町	649,030人
姫路市	平成27年2月13日	7市8町	1,273,492人
鳥取市	平成29年12月5日	6町	253,874人
倉敷市	平成27年2月17日	6市3町	754,749人
呉市	平成29年9月4日	3市4町	529,333人
福山市	平成27年2月24日	6市2町	852,168人
下関市	平成27年9月30日	合併1市圏域	255,051人
高松市	平成27年9月4日	2市5町	572,168人
松山市	平成28年7月8日	2市3町	637,742人
高知市	平成29年9月7日	6市10町4村	571,751人
久留米市	平成27年11月2日	3市2町	452,986人
長崎市	平成28年6月10日	2町	479,237人
佐世保市	平成30年9月3日	4市7町	460,865人
大分市	平成27年12月22日	6市1町	757,715人
宮崎市	平成26年12月1日	2町	426,671人
鹿児島市	平成28年10月31日	3市	744,119人

(出典:総務省ホームページ「連携中枢都市圏の形成の動き」)

# ■中核市の人口及び各都道府県人口に占める中核市の人口割合

※令和2年10月1日現在  
(国勢調査確定値)

- ①函館市 / 25万人 (北海道 522万人 11.1%)
- ②旭川市 / 32万人
- ③青森市 / 27万人 (青森県 123万人 40.3%)
- ④八戸市 / 22万人
- ⑤盛岡市 / 28万人 (岩手県 121万人 23.9%)
- ⑥秋田市 / 30万人 (秋田県 95万人 32.1%)
- ⑦山形市 / 24万人 (山形県 106万人 23.2%)
- ⑧福島市 / 28万人 ⑨郡山市 / 32万人
- ⑩いわき市 / 33万人 (福島県 183万人 51.5%)
- ⑪水戸市 / 27万人 (茨城県 286万人 9.4%)
- ⑫宇都宮市 / 51万人 (栃木県 193万人 26.8%)
- ⑬前橋市 / 33万人 ⑭高崎市 / 37万人 (群馬県 193万人 36.4%)
- ⑮川越市 / 35万人 ⑯川口市 / 59万人
- ⑰越谷市 / 34万人 (埼玉県 734万人 17.6%)

- ⑱船橋市 / 64万人 ⑲柏市 / 42万人 (千葉県 628万人 17.0%)
- ⑳八王子市 / 57万人 (東京都 1,404万人 4.1%)
- ㉑横須賀市 / 38万人 (神奈川県 923万人 4.2%)
- ㉒富山市 / 41万人 (富山県 103万人 40.0%)
- ㉓金沢市 / 46万人 (石川県 113万人 40.9%)
- ㉔福井市 / 26万人 (福井県 76万人 34.2%)
- ㉕甲府市 / 18万人 (山梨県 80万人 23.4%)
- ㉖長野市 / 37万人 ㉗松本市 / 24万人 (長野県 204万人 30.0%)
- ㉘岐阜市 / 40万人 (岐阜県 197万人 20.3%)
- ㉙豊橋市 / 37万人 ㉚岡崎市 / 38万人
- ㉛一宮市 / 38万人 ㉜豊田市 / 42万人 (愛知県 754万人 20.7%)
- ㉝大津市 / 34万人 (滋賀県 141万人 24.4%)

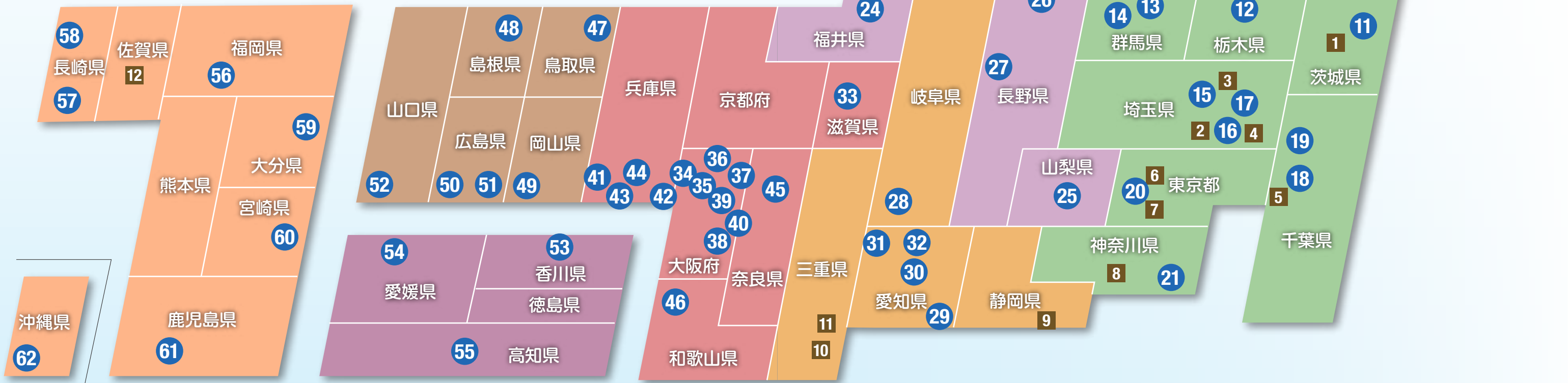
- ③④豊中市 / 40万人 ③⑤吹田市 / 38万人
- ③⑥高槻市 / 35万人 ③⑦枚方市 / 39万人
- ③⑧八尾市 / 26万人 ③⑨寝屋川市 / 22万人
- ④⑩東大阪市 / 49万人 (大阪府 883万人 28.6%)
- ④①姫路市 / 53万人 ④②尼崎市 / 45万人
- ④③明石市 / 30万人 ④④西宮市 / 48万人 (兵庫県 546万人 32.6%)
- ④⑤奈良市 / 35万人 (奈良県 132万人 26.8%)
- ④⑥和歌山市 / 35万人 (和歌山県 92万人 38.7%)
- ④⑦鳥取市 / 18万人 (鳥取県 55万人 34.1%)
- ④⑧松江市 / 20万人 (島根県 67万人 30.3%)
- ④⑨倉敷市 / 47万人 (岡山県 188万人 25.1%)
- ④⑩呉市 / 21万人 ④⑪福山市 / 46万人 (広島県 279万人 24.1%)
- ④⑫下関市 / 25万人 (山口県 134万人 19.0%)

- ④⑬高松市 / 41万人 (香川県 95万人 43.9%)
- ④⑭松山市 / 51万人 (愛媛県 133万人 38.3%)
- ④⑮高知市 / 32万人 (高知県 69万人 47.2%)
- ④⑯久留米市 / 30万人 (福岡県 513万人 5.9%)
- ④⑰長崎市 / 40万人 ④⑱佐世保市 / 24万人 (長崎県 131万人 49.7%)
- ④⑲大分市 / 47万人 (大分県 112万人 42.3%)
- ④⑳宮崎市 / 40万人 (宮崎県 106万人 37.5%)
- ④㉑鹿児島市 / 59万人 (鹿児島県 158万人 37.3%)
- ④㉒那覇市 / 31万人 (沖縄県 146万人 21.6%)

※「人口割合」は、端数処理をしていない実人口で算出しています。

## ■中核市候補市(中核市の要件を満たし、移行を検討している市)

- ①つくば市、②所沢市、③春日部市、④草加市、⑤市川市、⑥府中市、⑦町田市、⑧藤沢市、⑨富士市、⑩津市、⑪四日市市、⑫佐賀市



# 安心で活力ある社会の実現を目指して

## ■中核市市長会の概要

中核市市長会は、中核市の市長で組織する団体であり、全中核市の62市が加入しています。  
(令和8年4月1日現在)

### 設立

平成17年11月10日（中核市制度化から10年目を機に「中核市連絡会」から組織改編）

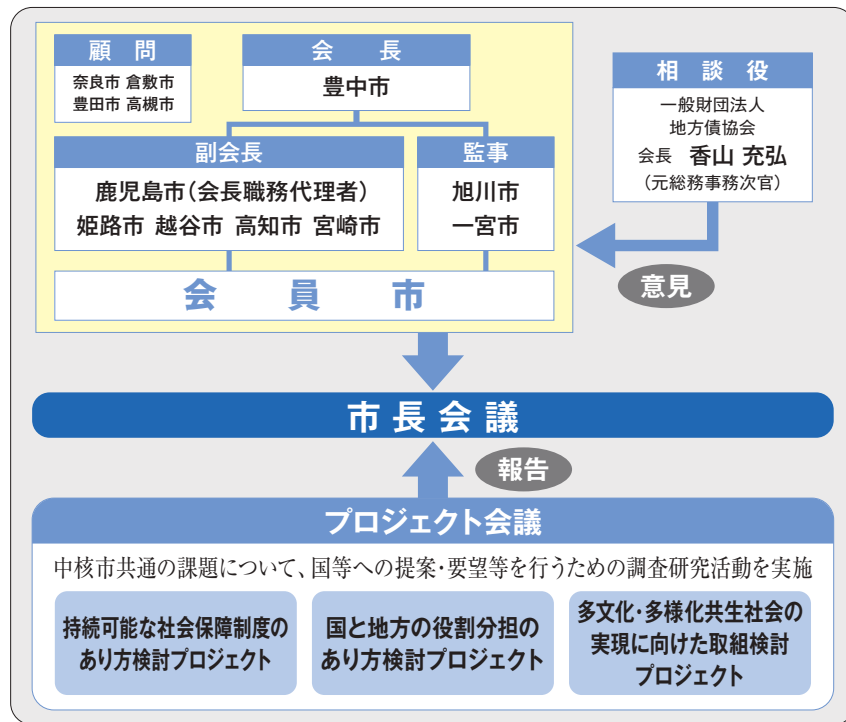
### 目的

中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的としています。

### 事業

- 中核市行財政の共同調査、研究及び協議等に関すること
- 国等に対する政策提案・意見表明に関すること
- その他、会の目的達成に必要な事業

## ◇中核市市長会の組織（令和8年度）



## ■今まで取り組んだプロジェクト

研究分野	プロジェクト名（年度）	
権限・都市制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Society5.0時代における社会的課題解決に向けた検討プロジェクト(R2)</li> <li>・ 公共施設の在り方検討プロジェクト(R2)</li> <li>・ 権限移譲・都市制度検討プロジェクト(H25～26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自律に向けた都市制度再編プロジェクト(H23～24)</li> <li>・ 権限移譲検討プロジェクト(H23～24、27～28)</li> <li>・ 中核市制度研究プロジェクト(H18～22)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源確保検討プロジェクト(H25～28)</li> <li>・ 財源確保研究プロジェクト(H23～24)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核市財政基盤確立検討プロジェクト(H18～22)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携による地域経営の在り方検討プロジェクト(R7)</li> <li>・ 地域公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けた検討プロジェクト(R6)</li> <li>・ 公民連携の在り方検討プロジェクト(R5)</li> <li>・ アフターコロナを見据えた地域経済活性化策検討プロジェクト(R4)</li> <li>・ withコロナ時代のまちづくり検討プロジェクト(R3)</li> <li>・ 少子高齢化・人口減少社会における地域共生社会の実現に向けた検討プロジェクト(R3)</li> <li>・ 圏域発展の連携手法検討プロジェクト(R1)</li> <li>・ 地方への人材還流プロジェクト(H30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツを核としたまちづくりプロジェクト(H30)</li> <li>・ 地方創生第二プロジェクト(地方の人材確保)(H29)</li> <li>・ 地方創生検討プロジェクト(H27～28)</li> <li>・ 都市間連携検討プロジェクト(H25～26)</li> <li>・ 行政の広域化検討プロジェクト(H22)</li> <li>・ 地域公共交通(生活バス交通)活性化検討プロジェクト(H21)</li> <li>・ 地域活性化施策検討プロジェクト(H21)</li> </ul>
行政改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な人材確保・働き方検討プロジェクト(R6)</li> <li>・ 公共施設の在り方検討プロジェクト(R6)</li> <li>・ デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組検討プロジェクト(R5)</li> <li>・ デジタル・トランスフォーメーションの取組検討プロジェクト(R4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル・トランスフォーメーションの推進検討プロジェクト(R3)</li> <li>・ デジタルガバメント実現に向けた検討プロジェクト(R1)</li> <li>・ 行政改革検討プロジェクト(H20)</li> </ul>
医療・福祉・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援施策の検討プロジェクト(R5)</li> <li>・ 児童虐待防止検討プロジェクト(R1)</li> <li>・ 幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト(H30)</li> <li>・ 地方分権検討プロジェクト(児童相談所に関する財源措置状況等)(H29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生第一プロジェクト(少子化対策)(H29)</li> <li>・ 医療制度検討プロジェクト(H20)</li> <li>・ 子育て支援検討プロジェクト(H19)</li> <li>・ 生活保護適正化プロジェクト(H18)</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの学びの環境充実にに向けた取組検討プロジェクト(R7)</li> <li>・ 教育活性化プロジェクト(H19)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務教育制度プロジェクト(H18)</li> </ul>
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応・防災力の強化プロジェクト(R7)</li> <li>・ 脱炭素社会の実現に向けた取組検討プロジェクト(R4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応・防災力の強化プロジェクト(R1～2)</li> </ul>

## ■令和7年度の提言・要請

- 令和8年度 国の施策及び予算に関する提言 (R7.5.23)
- 公立学校施設整備予算に関する緊急要望(R7.8.25)
- 地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に関する緊急要望(R7.8.25)
- 地域医療を担う医療機関への財政的支援および診療報酬制度の見直しに関する緊急要望(R7.8.25)
- 広域連携による地域経営にかかる提言(R7.10.31)
- 災害対応・防災力の強化等に関する提言(R7.10.31)
- 子どもの学びの環境充実にに向けた取組に係る提言(R7.10.31)
- 令和8年度税制改正に関する要請(R7.10.31)
- 広域連携による地域経営にかかる要請(R7.11.11)
- 国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言(R7.11.18)

# ■中核市市長会の活動

## ◇中核市市長間の調査研究・協議



### ●市長会議

年3回、中核市市長会の運営方針や国等に対する提言・要請案を協議し、決定します。



### ●中核市サミット

地方分権の推進と中核市制度の充実強化を目指すため、開催市に中核市市長が集まって、都市共通の課題について議論を深め、その内容を全国に発信します。



### ●プロジェクト会議

中核市共通の課題について、政策提案等を行うための調査研究活動を実施します。

## ◇国等に対する政策提案・意見表明



### ●提言活動

地方分権の推進を図るため、国の施策や予算等に関して、省庁・政党へ提言活動を行っています。



### ●総務大臣との懇談会

地方自治制度を所掌する総務大臣と、中核市の課題や更なる地方分権に向けて意見交換を行っています。



## ◇関係団体との連携



### ●指定都市市長会との連携

都市共通の課題解決に向けて、二市長会で連携して活動を行っています。



### ●中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

会員議員を対象とした勉強会を開催し、中核市市長会の活動、課題についてご理解とご助言をいただいています。



### ●経済団体との意見交換会

経済同友会、日本経済団体連合会、日本商工会議所と課題認識を共有し、地方創生の目指すべき方向性等について議論しています。

# ■中核市相互の協力による取組

## ◇災害相互応援協定

災害により被害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力することを目的に、中核市災害相互応援協定を締結しています。

**【ブロック】** 中核市各市を4つのブロックに分割し、協定の円滑な運用を図ります。

**【応援チーム】** 被害がブロック内の全体に及び、ブロック内の応援体制が機能しないような広域災害時に対応するため、6つの応援チームを整備しています。

## ◇中核市相互の人事交流

中核市に対する新たな権限移譲事務をはじめとした業務のノウハウ獲得によって、市政運営の強化や職員の育成を図ることを目的として、平成26年度から人事交流事業を実施しています。

### 中核市における災害相互応援(ブロック及び応援チーム体制)

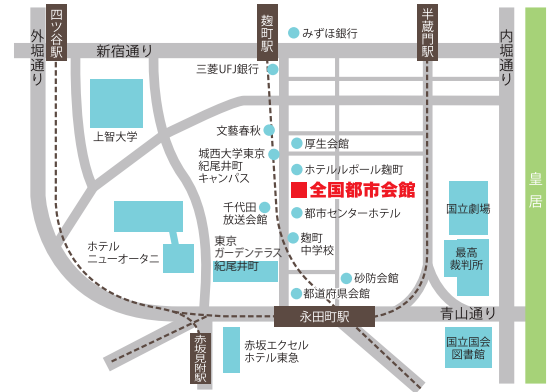
チーム ブロック	応援 チーム ①	応援 チーム ②	応援 チーム ③	応援 チーム ④	応援 チーム ⑤	応援 チーム ⑥
北海道・東北・ 関東ブロック	函館市 郡山市 宇都宮市	いわき市 高崎市 柏市 八王子市	青森市 山形市 越谷市 横須賀市	旭川市 福島市 前橋市	秋田市 川口市 船橋市	八戸市 盛岡市 水戸市 川崎市
中部ブロック	甲府市 岡崎市	長野市 一宮市	松本市 岐阜市 豊橋市	福井市 豊田市	金沢市	富山市
近畿・中国 ブロック	枚方市 奈良市 鳥取市	大津市 寝屋川市 明石市 福山市	八尾市 尼崎市 倉敷市	高槻市 姫路市 呉市	吹田市 西宮市 和歌山市 下関市	豊中市 東大阪市 松江市
四国・九州 ブロック	松山市 長崎市	大分市	那覇市	高知市 鹿児島市	佐世保市 宮崎市	高松市 久留米市

# ■中核市制度の経緯

平成元年(1989) 7月17日	全国市長会が、人口30万人以上の都市及び都市機能の集積度や圏域における拠点性が高い都市に対し、政令指定都市に準じた事務配分を行うべきと提言
平成元年(1989)12月20日	第2次臨時行政改革推進審議会が、地域に中核都市として人口規模その他一定条件を満たす市に対して、地域行政に関わる事務を中心に都道府県の事務権限を移譲すべきと提言
平成元年(1989)12月29日	第2次臨時行政改革推進審議会の提言趣旨に沿い、地域中核都市の具体化を図ることを閣議決定
平成3年(1991) 7月 4日	第3次臨時行政改革推進審議会が、内閣総理大臣に対し、地方制度調査会での積極的取組を期待する旨を答申
平成5年(1993) 4月19日	第23次地方制度調査会が内閣総理大臣に対し、中核市制度創設を答申
平成6年(1994) 6月22日	地方自治法の一部を改正する法律案等成立(中核市制度法制化)
平成6年(1994) 6月29日	地方自治法の一部を改正する法律等公布
平成6年(1994)12月21日	中核市制度関係政令公布
平成7年(1995) 4月 1日	地方自治法の一部を改正する法律等施行(中核市制度発足)
平成11年(1999) 7月 8日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律成立(同年7月16日公布、平成12年(2000)4月1日施行。人口30万人以上50万人未満の市に対する昼夜間人口比率要件廃止)
平成14年(2002) 3月28日	地方自治法等の一部を改正する法律成立(同年3月30日公布、同年4月1日施行。人口50万人以上の市の面積要件を廃止)
平成18年(2006) 6月 7日	地方自治法の一部を改正する法律成立(同日公布、施行。面積要件を廃止)
平成26年(2014) 5月23日	地方自治法の一部を改正する法律成立(同年5月30日公布。平成27年(2015)4月1日施行。特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万人以上の市」に変更)

# ■中核市への移行

平成8年(1996) 4月 1日	宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市(12市移行)
平成9年(1997) 4月 1日	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市(5市移行)
平成10年(1998) 4月 1日	豊田市、福山市、高知市、宮崎市(4市移行)
平成11年(1999) 4月 1日	いわき市、長野市、豊橋市、高松市(4市移行)
平成12年(2000) 4月 1日	旭川市、松山市(2市移行)
平成13年(2001) 4月 1日	横須賀市(1市移行)
平成14年(2002) 4月 1日	奈良市、倉敷市(2市移行)
平成15年(2003) 4月 1日	川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市(5市移行)
平成17年(2005) 4月 1日	東大阪市(1市移行※静岡市は政令指定都市へ移行)
平成17年(2005)10月 1日	函館市、下関市(2市移行)
平成18年(2006) 4月 1日	(※堺市は政令指定都市へ移行)
平成18年(2006)10月 1日	青森市(1市移行)
平成19年(2007) 4月 1日	(※新潟市、浜松市は政令指定都市へ移行)
平成20年(2008) 4月 1日	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市(4市移行)
平成21年(2009) 4月 1日	前橋市、大津市、尼崎市(3市移行※岡山市は政令指定都市へ移行)
平成22年(2010) 4月 1日	(※相模原市は政令指定都市へ移行)
平成23年(2011) 4月 1日	高崎市(1市移行)
平成24年(2012) 4月 1日	豊中市 (1市移行※熊本市は政令指定都市へ移行)
平成25年(2013) 4月 1日	那覇市(1市移行)
平成26年(2014) 4月 1日	枚方市(1市移行)
平成27年(2015) 4月 1日	越谷市、八王子市(2市移行)
平成28年(2016) 4月 1日	呉市、佐世保市(2市移行)
平成29年(2017) 1月 1日	八戸市(1市移行)
平成30年(2018) 4月 1日	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市(6市移行)
平成31年(2019) 4月 1日	山形市、福井市、甲府市、寝屋川市(4市移行)
令和2年(2020) 4月 1日	水戸市、吹田市(2市移行)
令和3年(2021) 4月 1日	松本市、一宮市(2市移行)



【発行者】 **中核市市長会**

【企画制作】 **中核市市長会 東京事務所**

〒102-0093 千代田区平河町二丁目4番2号  
 全国都市会館7F  
 TEL. 03-6268-9317 FAX. 03-3234-5945  
 E-mail:shityoukai@chuukakushi.gr.jp